

# 兵庫県公報

平成21年10月13日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第60号）

警察手数料徴収条例の一部改正により、銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料に、新たに認知機能検査手数料等が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第60号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項61を次のように改める。

#### 61 土壌汚染対策法に関する手数料

汚染土壌処理業許可申請手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6(1)の次に(1)の2として次のように加える。

(1)の2 認知機能検査手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6(3)の次に(3)の2として次のように加える。

(3)の2 技能講習受講手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6に(10)から(13)までとして次のように加える。

(10) 年少射撃資格認定申請手数料

(11) 年少射撃資格認定証書換え手数料

(12) 年少射撃資格認定証再交付手数料

(13) 年少射撃資格講習受講手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項8中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項8に(1)として次のように加える。

(1) 電車に表示する広告物に係る許可若しくは変更の許可又はこれらの許可の期間の更新申請手数料

#### 附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項61の改正規定  
土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する日

(2) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項8の改正規定  
平成22年1月1日